

## プロポーザル参加にあたっての注意事項

### 1 件名

マイナンバーカード交付・予約管理システム導入

### 2 本事業の概要

- (1) マイナンバーカード交付・予約管理システム機器（物品購入）
- (2) マイナンバーカード交付・予約管理システム構築業務
- (3) マイナンバーカード交付・予約管理システム利用（長期継続契約）

本プロポーザルは別途提示する機能要件とその他評価基準にて行うものとする。

- (1) 機器については、発注者と本プロポーザルにより決定した者との間で、別途物品購入契約を締結するものとする。
- (2) 構築業務については、発注者と本プロポーザルにより決定した者との間で、別途業務委託契約を締結するものとする。
- (3) システム利用については、発注者と本プロポーザルにより決定した者との間で、別途利用契約（長期継続契約）を締結するものとする。

### 3 プロポーザルへの参加条件

本プロポーザルへの参加にあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - ・ 上尾市契約規則第 15 条（第 29 条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 6 年 7 月 26 日市長決裁。以下「入札参加停止等の措置要綱」という。）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 8 年 8 月 9 日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
  - ・ 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 236 条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされている者を除く。

- 提案書の提出期限日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第 191 条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む。）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
  - 法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
  - 本プロポーザル方式業務に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。
- (3) 過去3年度間（令和2～4年度）に、地方自治体において、同等業務の受託実績があること。

#### 4 見積書の提出

見積書は業務全体の金額（税抜き）の合計を記載するものとし、見積内訳書を添付すること。また見積書の提出は令和6年2月6日（火曜日）午後5時までに上尾市本庁舎市民課へ直接持参または郵送により提出すること。

#### 5 システムの仕様

本事業におけるシステムの要件は別紙の「マイナンバーカード交付・予約管理システム導入業務 特記仕様書」及び「機能要件一覧表（必須）」、「機能要件一覧表（要望）」、「非機能要件一覧表」をもとにすること。